

■ 「市川市成年後見制度利用促進基本計画」 変更点一覧

旧： 令和4年10月17日（第2回社会福祉審議会）

新： 令和5年 3月 1日

【変更①】 P.2 2. 成年後見制度

利用促進会議において指摘あり

任意後見制度において、申立て時機の見極めが大事であることを記載すべき。

- 任意後見制度の説明について、国の計画の文言を追記。

■任意後見制度の利用促進(「第二期成年後見制度利用促進基本計画」一部抜粋)

人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要がある。そのため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。なお、任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与を制度化したものである。そのため、任意後見制度の利用促進は、周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下で行うことが適切である。

権利擁護支援チームによる見守りで、任意後見契約の委任者である本人の判断能力が低下しているなど権利擁護支援が必要なケースを発見した場合は、任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促し、これが困難な場合には法定後見開始の申立てを検討するなど、必要な支援につなげる必要がある。

【変更②】 P15~18 第5章 施策の目標 各図表

利用促進会議において指摘あり

令和4年度までは「実績」、令和5年度が「目標」と表記すべき。

- 「実績」「見込」「目標」を追記。

(旧)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	➡	(新)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
-----	-------	-------	-------	---	-----	---------------	---------------	---------------

【変更③】 P.19 3. 中核機関の設置と地域連携ネットワークの仕組みづくり

パブリックコメントにおいて指摘あり

なぜ中核機関が必要なのか記載がない。読み手の印象に残るよう記載すべき。

- 中核機関の説明として、「1)中核機関の設置・運営」を「1)中核機関の設置」と「2)中核機関の運営」に分離。1)において、必要性の説明を追記。

旧	新
<p>1)中核機関の設置 成年後見制度の利用をさらに推進するためには、地域連携ネットワークの核となる「中核機関」が必要です。 中核機関は①司令塔機能、②進行管理機能、③事務局機能の3つの機能を担います。 (以下略)</p>	<p>1)中核機関の設置 成年後見制度利用促進、さらに権利擁護支援に向けて、地域連携ネットワークの構築が重要です。本市は、地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」を設置します。 2)中核機関の運営 中核機関は①司令塔機能、②進行管理機能、③事務局機能の3つの機能を担います。 (以下略)</p>